ふくしの森ステーション 車いす"ちょい貸し"事業実施要領

令和元年8月21日付 常務理事決裁

実施主体 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

実施目的 傷害、疾病などにより、一時的に車いすの利用が必要な状態になった方を 対象に、身近な地域で車いすを貸し出すことで、市民福祉の向上を目指す。 また、車いすの貸し借りをきっかけに、コミュニティソーシャルワーカー 及びふくしの森ステーションの存在を周知し、身近な相談相手としての認 知度を高めることを目的とする。

貸出対象 1.貸出対象は次のいずれかに該当する者等とする。

- ① 飯能市に在住、在勤、在学で、一時的に車いすを必要とする者
- ② 飯能市内に活動拠点を有し、活動の実施上、一時的に車いすが必要な機関、団体等
- ③ その他、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会長が特に必要と認め る者等
- 2. 次のいずれかに該当する場合は貸出対象外とする。
 - ① 施設、病院へ入所、入院中の場合。ただし、一時帰宅時に自宅等に おいて使用する場合を除く
 - ② 介護保険及びその他の福祉制度により、車いすの貸与、給付を受けられる場合
 - ③ 営業目的に車いすを使用する場合

貸出料金 無料

貸出期間 最長2カ月までとする。

設置場所及び台数 各ふくしの森ステーションに1台

- 利用方法 1.車いすの借受希望者は、事前に当該ふくしの森ステーションに連絡し、 借受予約をする。
 - 2. 車いすの借受希望者は、借受希望日に当該ふくしの森ステーションに 来所し、車いす貸出申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、車いす を借り受ける。
 - 3. 利用者が車いすの返却予定日の延長を希望する場合は、車いす貸出申 請書(様式第1号)を再提出する。この場合、貸出期間を越えて申請す ることはできない。
- 返 却 1. 利用者が車いすを返却しようとするときには、清掃したうえで返却する。
 - 2. 利用者が返却予定日前に返却しようとするときには、借り受けたふく

しの森ステーションへ連絡し、返却日を調整することとする。

その他 1. 車いすの貸出期間の管理は、電子計算組織の端末機により行うものとする。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

車いす貸出申請書

				年	月	日
社会福祉法人飯 会長	能市社会福祉	业協議会 様				
		申請者	<u>住</u> 所 氏 名			
下記のとおり使	I用したいの ^っ	で、申請いたし	<u>電話番号</u> します。			
利用者	住	□申請	者と同じ			
	氏 名		諸と同じ 才)			
	電話番号		者と同じ			
利用期間	貸出日	ı	年 月	日		
	返却予定	Ħ	年 月	日		
利用目的						
社会福祉協議会記載	載欄≫					
対応ステーショ	ョン名					
〈決裁欄≫ 係	主任	係長	事務局次長	事務局長]	